## エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 長期エネルギー需給見通しにおいて示された電源構成を実現するため、国民への 説明責任を果たすとともに、早期に実効性ある施策を講じること。
- 2. 再生可能エネルギー等の導入促進
- (1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化を推進するため、系統制約を解消するなど支援を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 一般家庭への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、必要な支援策を講じること。
- (3) 太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における 環境保全の観点から、所在市町村との協議を義務付けるなど、必要な対策を講じ ること。
- (4) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。
- (5) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供 給施設普及に係る財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策 を講じること。

- (6) メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
- 3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、 都市自治体が取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。
- 4. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な支援策を講じること。
- 5. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域を拡充するなど弾力的に

活用できるよう制度を改善すること。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安心・安全な暮らしを確保するため、危険個所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

## 7. 東日本大震災関係

復興計画において重点施策として位置付けている再生エネルギーの導入推進の ため、送電網の増強策を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方公共団体を支援するために必要な支援策を講じること。